

会計事務所ランキング全国201位

「土業業界全書2018」が発刊された。当事務所は会計事務所部門で201位らしい。28465事務所が分母。TOP500の事務所の売上割合は30.35%。会計事務所の急速な二極分化が進展していることに驚いた。謙虚で地道な努力を続けたいと思っている。

なお、上記図書はAmazon 売れ筋ランキング(ビジネス図書部門)で1位らしい。



(竹内)

ものづくり・商業・サービス補助金の公募について

平成30年2月28日(水)～平成30年4月27日(金)の期間において、「ものづくり・商業・サービス補助金」の公募がされています。

「ものづくり・商業・サービス補助金」は、中小企業・小規模事業者が、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援する目的の事業です。

支援内容・支援規模の概要は、次のとおりです。

1. 企業間データ活用型 … 補助上限額：1,000万円/者※ (補助率 2/3)

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援。

※連携体は10社まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能。

2. 一般型 … 補助上限額：1,000万円 (補助率 1/2) ※

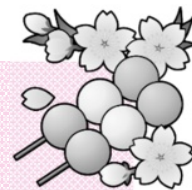
中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

※生産性向上特別措置法(案)(平成30年通常国会提出)に基づく先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率 2/3。

3. 小規模型 … 補助上限額：500万円 (補助率 小規模事業者 2/3、その他 1/2)

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。(設備投資を伴わない試作開発等も支援)

●専門家を活用する場合 補助上限額 30万円アップ(1～3共通)



詳しくは

徳島県中小企業団体中央会事務局(電話:088-676-3311、HP:<http://www.tkc.or.jp/>)他、各種認定支援機関まで。

(大寺)



日本年金機構への届書様式が変更になります ～平成30年3月5日より～



様式変更により、これまで基礎年金番号を記載して届け出ていた各種届出にはマイナンバーを記載して届け出るようになります。

様式変更となる主な届出

被保険者資格取得届・ 70歳以上被用者該当届	被保険者に関する届出と70歳以上被用者に関する届出の様式を統一	マイナンバーを記載したときには 基礎年金番号記載不要・住所記載省略
被保険者資格喪失届・ 70歳以上被用者不該当届		マイナンバーを記載したときには 基礎年金番号記載不要
被保険者報酬月額算定基礎届・ 70歳以上被用者算定基礎届		これまでは基礎年金番号の記載は不要となっていました、マイナンバーまたは基礎年金番号を記載する欄が追加され、記載が求められることになります
被保険者賞与支払届・ 70歳以上被用者賞与支払届		
被保険者報酬月額変更届・ 70歳以上被用者月額変更届		
被扶養者(異動)届・ 第3号被保険者関係届	被扶養者(異動)届と 3号届を統一	マイナンバーを記載したときには 基礎年金番号記載不要

※その他の厚生年金関係、国民年金関係、年金給付関係届出等にもマイナンバー記載が必要となります。

その他、変更点等詳細についてはお問合せ下さい。

(吉田)

4月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
5月1日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満1月～3月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
預金管理状況報告(労働基準監督署)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 世界保健デー(7日)

医療係

医業等を営む方の個人事業税～前編～

○医業等とは

医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業

○事業税額の算定方法

所得金額 + 所得税の事業専従者給与控除額(自由診療分) + 青色申告特別控除額 -

所得金額(社会保険診療分) - 事業税の事業専従者給与控除額 -

各種控除額(自由診療分) - 事業主控除額 = 課税標準額

課税標準額 × 税率 = 事業税額

* 各種控除

- ・損失の繰越控除
- ・被災事業用資産の損失の繰越控除
- ・事業用資産の譲渡損失の控除
- ・事業用資産の譲渡損失の繰越控除

* 事業主控除

すべての事業を行う個人について、290万円の事業主控除があります。しかし、新規開業などで、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割で控除額を算出します。



◆ 社会保険診療分の所得金額等の算定方法については、次月号にて説明します。

(後藤)

資産税係

最近の相続税の主な改正について

(1)平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続に適用

①基礎控除の引き下げ

(改正前)5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)

⇒ (改正後) **3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)**

②税率の改正

税率区分が、6 段階から 8 段階に変更され、2 億円超から 3 億円以下の部分は 40% から 45% へ引上げ、6 億円超の部分は 50% から 55% へ引上げられました。

③税額控除の改正

未成年者控除および障害者控除の控除額が増額されました。

④小規模宅地の特例の改正

(改正前) 特定居住用宅地等 240 m² + 特定事業用宅地等 400 m² 合計で最大 400 m²

⇒ (改正後) **特定居住用宅地等 330 m² + 特定事業用宅地等 400 m² 合計で最大 730 m²**



(2)平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する相続に適用

①納税義務の見直し

国外財産が相続税・贈与税の課税対象外とされるための、被相続人(贈与者)と相続人(受贈者)の国外での居住期間の要件が「5 年超」から「10 年超」へ延長されました。

(3)平成 30 年 1 月 1 日以後に相続等により取得した財産に適用

①広大地の評価の見直し

(改正前の評価方法)地積に比例的に決まる広大地補正率により、減額する

⇒ (改正後の評価方法) **各土地の個性に応じて形状・地積に基づき評価する方法**

上記のように、ここ最近、相続税の大きな改正がありました。もしも 10 年前に相続税の試算をしても現在の計算結果とは全く異なる可能性もあります。気になる方は当社までご相談ください。
(坂田)

会計制度

一般に公正妥当と認められる会計処理の基準① 企業会計原則①

会社法や法人税法は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にしたがって利益などを計算することを求めています。今回から、この「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」について解説いたします。

現在、日本には様々な会計基準があり、法人の種類や大きさによって適用される基準も変わってくるのですが、これらの基準の基礎となる考え方を示すものに、「企業会計原則」があります。

企業会計原則は、企業会計に関する規範であり、昭和 24 年に制定され、それまでの会計実務のなかの慣習を要約したものです。企業会計原則自体は法律ではないため直接的な強制力はないのですが、通常はその考え方を遵守して会計処理すべきと言えます。もっとも、制定から時間がたっており、現状に即さない内容も増えてきております。そのため、企業会計原則の考え方を尊重しつつ、現状に即さない部分は新しい会計基準等に従う必要があると言えます。

さて、企業会計原則は、以下の 4 つの内容から構成されています。

- | | | | |
|---------|------------|------------|-------|
| 1. 一般原則 | 2. 損益計算書原則 | 3. 貸借対照表原則 | 4. 注解 |
|---------|------------|------------|-------|

今回は、一般原則を解説いたします。

(孝志洋)

建設係

経営事項審査改正

平成 30 年 4 月 1 日より経営事項審査の審査項目及び基準等が改正されます。

① W 点のボトム撤廃

従前の W 点は、合計値がマイナスとなった場合は 0 点として扱われる(マイナス点数として扱われない)が、W 点のマイナス値を認めることにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化。

② 防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

防災協定を締結している場合(W3)、15 点の加点であるところ、20 点の加点へと拡大。

③ 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

建設機械を保有する場合(W7)、1 台につき加点 1 (最大 15 点)であるところ、1 台目を加点 5 とし、加点テーブルを見直し(最大 15 点は変わらず)

(岸上)

4月を迎えると新たな生活が始まり、交通手段に自転車を使われる方も増えると思います。自動車だけではなく自転車にも保険があり、中には自転車保険加入が義務付けられている自治体も増えているそうなのでご紹介致します。

自転車傷害特約

自転車傷害特約とは、主に自動車保険に付帯する特約で、自分や家族が自転車事故による怪我で入院した場合や死亡した場合、後遺障害を負った場合に保険金が支払われます。特約追加費用は年間数千円程度と負担は軽めとなっています。

補償の対象

一般的な自転車傷害特約の補償の対象は、自転車で転倒して自分が死傷した場合や、歩行中に他人が乗っている自転車にぶつかり自分が怪我をして入院した場合などです。

また、自転車傷害特約の補償の対象となる方は、自動車保険の記名被保険者に加え、記名被保険者の家族(記名被保険者の配偶者、記名被保険者または配偶者の同居の親族、記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子)となる場合が一般的です。

受けられる補償

保険会社によって異なりますが、この特約で受け取れる保険金は以下の通りになります。

補償状況	補償金額
死亡保険	300万円～1,000万円
後遺障害	12万円～500万円
入院費(1日につき)	4,000円～6,000円 or 一時金払

※通院費用は補償されません。



(さくらビジネス)

4月の税務

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月16日までに関係の市町村長に要届出
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…5月1日(道府県及び市町村)
- 軽自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
- 2月決算法人の確定申告・法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…5月1日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…5月1日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…5月1日
- 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…5月1日
- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…5月1日
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…5月1日
- 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いいたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181